

## 山梨県地域交流活性化モデル事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県地域交流活性化モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村又は地域国際化協会等が行う、外国人住民が地域社会に円滑に溶け込むための「場づくり」に対して、その経費の一部を補助することにより、多文化共生社会の実現に向けて、外国人が地域で安心して暮らし、活躍できる環境づくりを進めることを目的とする。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金は、補助事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内において交付する。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支内訳書
- (3) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料
- (4) その他参考となる資料

2 補助事業申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 国や県等が所管する他の補助金で、その目的や対象事業が当該補助事業と重複する場合は、当該補助事業の交付申請を行うことはできない。

### (交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業申請者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付決定に当たり、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、これを報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に必要な関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第8号）により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

- 第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、令和4年11月1日から施行する。